

信用保証委託契約変更契約書
(委託者の単独相続)

千葉県信用保証協会 行

西暦 年 月 日

※必ず日付をご記入願います

※新委託者欄・連帯保証人欄は必ず本人が自署のうえ、実印を押印願います。なお、旧委託者欄は、新委託者にてご記入願います。

新委託者 (甲)	住所
	フリガナ
氏名	印

旧委託者 (乙)	住所
	フリガナ
氏名	

連帯保証人	住所	住所	
	フリガナ	フリガナ	
氏名	印	氏名	印

貴協会の信用保証に基づき旧委託者(乙)が金融機関から下記の借入をした際に、貴協会との間に締結いたしました 年 月 日付信用保証委託契約書(以下「原契約」といいます。)に関し、 年 月 日 乙が死亡したことにより、新委託者(甲)が相続により乙の原契約上の地位を承継したことに伴い、甲および保証人は貴協会と次のとおり契約を締結いたします。

第1条 甲は乙に替わって委託者となり、甲は乙が原契約に基づいて負担していた一切の債務を承継し履行の責を負うとともに、今後原契約から生じる一切の債務について履行の責を負うことを確約します。

第2条 保証人は、前条の委託者の交替を異議なく承認し、原契約から生じる一切の債務につき引き続き、甲と連帯して履行の責を負います。

第3条 この契約に別段の定めのあるもののほかはすべて裏面記載の信用保証委託契約書の各条項が適用されることを承認します。なお、裏面記載の各条項が原契約から変更されている場合は、裏面記載の各条項が適用されるものとします。ただし、原契約あるいは原契約について委託者または保証人を加入させる契約(以下「既存契約」といいます。)により保証人となった者には、裏面記載の第1条第5項、第13条第7項および同条第8項を適用しないものとし、令和2年3月31日以前に成立した既存契約により保証人となった者(以下「改正前保証人」といいます。)にはこれらの条項に加え、第8条第4項を適用しないものとします。また、甲には裏面記載の第1条第5項を適用しないものとし、乙が令和2年3月31日以前に成立した既存契約により委託者となった場合には、第1条第5項に加え、改正前保証人との間に限り第8条第4項を適用しないものとします。

第4条 本契約は貴協会が変更を承諾した日をもって成立するものとします。

信用保証委託契約書第1条の借入要項による借入

金融機関名	(支店)
借入形式 (該当項目を○で囲んでください)	1 証書貸付 2 手形貸付(イ個別 □極度) 3 手形割引(イ個別 □極度) 4 当座貸越(イ貸付専用型 □事業者カードローン) 5 電子記録債権割引(イ個別 □極度(手形・電子記録債権両方の割引を含む))
借入(割引)年月日 (借入形式が4の場合は、契約締結日)	年 月 日
借入金額	金 円 (現在残高 金 円) (借入形式が2・3・5の口、および4の場合は、極度額)

(契約条項裏面)

協会使用欄

保証番号	
------	--

R2.3改正

